

やまなし GX 推進コンソーシアム設置要綱

(名称)

第1条 本会は、やまなし GX 推進コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）と称する。

(目的)

第2条 コンソーシアムは、関係団体が連携して脱炭素経営に精通する支援人材を育成するとともに伴走支援を行うことにより、県内中小企業のGX(グリーントランスフォーメーション)の取組を推進することを目的とする。

(活動内容)

第3条 コンソーシアムは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 支援人材の育成
- (2) 支援体制の整備・連携に関すること
- (3) 支援団体間の情報共有・課題解決等のための研修会の開催
- (4) その他コンソーシアムの目的を達成するために必要な取組

(組織)

第4条 コンソーシアムは、県及び本会の目的に賛同する団体をもって組織する。

2 コンソーシアムに参加する団体は、コンソーシアムの主要な取組に関わる企業、自治体、その他の団体とする。

(オブザーバー)

第5条 コンソーシアムに、オブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは、コンソーシアムが開催する会議等に出席し、意見を述べることができる。

(守秘義務)

第6条 会員及びオブザーバーは、コンソーシアムの活動において知り得た情報を、コンソーシアム以外の第三者に開示、又は漏洩してはならない。会員及びオブザーバーでなくなった後も同様とする。

(事務局)

第7条 コンソーシアムの事務局は、山梨県 新価値・地域創造推進局 地域エネルギー推進課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、コンソーシアムの運営に関する必要な事項は、事務局が定めるものとする。

附則

この規程は、令和7年4月17日から施行する。